

令和8年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

No.	質問	回答
◆婚姻について		
1	酒田市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、交付の対象となりますか。	対象になります。
2	再婚の場合も補助の対象になりますか。	補助対象になります。ただし、夫婦の一方または双方が過去にこの補助を受けたことがある場合（他の自治体での補助を含む）、また、補助を受けるために故意に離婚・婚姻した場合は補助対象外となります。
3	婚姻日における年齢はどのように数えますか。	年齢は、民法（明治29年法律第89号）第143条及び年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）第2項の規定に基づき計算します。誕生日の前日に年齢が加算されるので留意してください。
◆所得について		
4	所得とは、何を指しますか。所得証明書のどの部分を見ればよいですか。	夫婦の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を合算した額になります。 <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額 ・自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費 所得証明書の様式は自治体により若干異なりますが、酒田市の「市民税・県民税所得証明書」の場合は、「合計所得金額」に記載された額になります。
5	所得は、どの時点の所得証明書で判断しますか。	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得を確認しますので、令和8年1月1日に住所があった市町村から令和8年度の所得証明書を取得し、添付してください。
6	所得を証明する書類として、会社からの源泉徴収票でもよいですか。	源泉徴収票では受け付けていません。令和8年1月1日時点で住所があった市町村に申請して交付される所得証明書を提出してください。
7	貸与型奨学金の年間返済額は、いつからいつまでの期間のものですか。	所得証明書の期間と同一期間で、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間のものとなります。

令和8年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

8	貸与型奨学金の奨学金返済証明書を提出できない場合はどうすればよいですか。	何らかの事情により証明書の提出が困難な場合は、返済額がわかる通帳等の写しにより確認します。
9	教育ローンの年間返済額は、所得から控除できますか。	できません。控除可能なのは、貸与型奨学金の返済額のみです。
10	1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明書の取得できない場合の確認書類は何になりますか。	住民票の写し等で課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認したうえで、当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得額を推計します。また、収入がない場合は、無収入である旨の申告書（任意様式）の提出をお願いします。
◆その他の要件について		
11	これから婚姻届の提出や引越し、アパートの契約を予定している場合は、事前に申請できますか。	事前に申請はできません。実際に引越しや婚姻がなされ、住民票の住所が当該住宅の住所となっており、対象費用の支払いを終えて必要書類がすべてそろった時点で申請ができます。
12	夫婦の一方または双方が外国人の場合でも補助対象になりますか。	日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。
13	夫婦の双方が日本人であるが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象となりますか。	戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。その際、本補助金において「婚姻日」と位置づける日は、戸籍に「婚姻日」又は「証書提出日」として記載された日となります。
◆補助対象費用について		
14	公営住宅に居住する場合も補助の対象になります	補助の対象になります。
15	家賃等として対象となる費用はどのようなものですか。	婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入費のみが、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみがそれぞれ対象になります。 (対象外のもの) 土地購入費、住宅ローン手数料・利息 駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金、保証金

令和8年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

16	月々の家賃に駐車場代が含まれており、切り分けできない場合はどうしたら良いですか。	家屋の賃貸借契約に基づく支払であり、かつ、切り分けができない場合は、駐車場代を含め補助の対象になります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。
17	賃料の一括前払いは対象となりますか。	賃貸借契約に基づくもの限り、対象となります。
18	結婚を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象になりますか。	補助の対象になります。
19	婚姻前から同居しているが、この場合の賃借費用は対象になるか。	婚姻前から同居している場合、婚姻日以降の費用は対象になります。
20	婚姻後、単身赴任で別居することになった場合に生じる家賃等も補助の対象になりますか。	主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象になります。
21	住居の契約名義人が親で、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれかの口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合は、補助の対象になりますか。	対象になりません。
22	親と同居している住宅で、結婚を機に同居する場合も補助の対象になりますか。	補助の対象になります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限りです。また、結婚を機に同居することになった配偶者の引越費用についても対象になります。
23	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している住宅に入居し、勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合は、補助の対象になりますか。	対象になります。この場合、賃貸借契約書で借入人が勤務先であること、給与明細等により勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認させていただきます。
24	勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか。	対象外になります。勤務先から住宅手当支給証明書（様式第2号）を発行してもらい、提出してください。

令和8年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

25	住宅手当の支給がない場合も証明は必要ですか。	必要です。支給の有無にかかわらず提出してください。
26	住宅のリフォームについて対象となるのはどのような費用ですか。	住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が補助の対象となります。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外です。
27	リフォームを行う住宅は、夫婦の所有である必要がありますか。	所有者であることは要しません。ただし、夫婦双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所になっていること、また夫婦のいずれかの名義でリフォーム工事を契約し、夫婦のいずれかが費用を支払っている必要があります。賃貸物件のリフォーム費用（本来貸主が負担すべき修繕費用の場合を除く）も対象となります。
28	他の公的制度による家賃補助、住宅取得やリフォームの補助等と併用はできますか。	家賃、住宅取得やリフォーム等の費用・契約が別個に区分されていること、同一費用・契約への二重の補助（支給）にならないことが条件です。また他の国・県・市による補助制度が、本補助金との併用を認めている場合に限りです。併用の可否は各補助制度の規程により異なりますので、申請時に併用が可能かご確認ください。
29	金融機関へのローン払いは対象となりますか。	対象になります。ただし、元金分のみが対象になり、ローンの手数料・利息は対象になりません。
30	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、転居をしたが、2回目の引越費用も対象になりますか。	酒田市内での転居の場合は、補助上限額の範囲内であれば、2回目以降の転居についての費用（住居費、引越費用）も補助対象になります。
31	引越費用について対象となる費用はどのようなものですか。	引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象になります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書により、引越費用であることが確認できない費目は対象外になります。 例（対象外）：自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引越しをした場合にかかった費用
◆継続補助について		

令和8年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

32	令和7年度からの継続補助が該当する場合はどのような場合ですか。	令和7年度に当該補助金の交付申請をし、補助上限額まで達しない額の交付決定を受けた夫婦が該当します。 ※夫婦の年齢要件及び補助上限額は、令和7年度分を適用します。
33	継続補助を申請したい場合の手続きはどうなりますか。	令和8年度の交付申請受付開始後、令和7年度の年齢区分から判定される補助上限額から、令和7年度の交付決定額を差し引いた額について、交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して提出してください。